令和3年度

JAS構造材利用拡大事業

木材のチカラが、
この国の街づくりを変える。

一般社団法人 全国木材組合連合会

事業の構成

JAS構造材活用拡大宣言事業

活用拡大宣言

JAS構造材に対する
活用拡大の宣言

JAS構造材個別実証支援事業

活用宣言で登録された施工者による実証

3階以下の戸建専用住宅・事業用併用住宅を除く、実証に係る林産物JASへの支援

JAS構造材の活用に積極的な企業を
『見える化』
することで、市場の活性化を図る。

品質が明確化された林産物JAS製品を
お試しで実際に使っていただき、
JAS製品に対する利便性を感じていただくことで
『JAS構造材等を継続的に利用』
していただける方を増やす。

スケジュール

JAS構造材利用拡大事業では、主要な申請は3つ

活用拡大宣言事業

1） 活用拡大宣言への登録 ＜宣言様式1号及び宣言様式2号＞

受付期間 2021年3月31日 ～ **2022年 3月18日**

個別実証支援事業（活用拡大宣言で登録された施工者等がエントリー可）

2） 事業申請（事業へのエントリー）＜様式1号＞

一次募集受付期間 2021年3月31日 ～ **2021年5月14日**

3） 助成金交付申請（使用した林産物JASに応じた助成金の申請）＜様式6号＞

一次募集受付期間 2021年3月31日 ～ **2021年8月31日**

JAS構造材活用拡大宣言事業

宣言様式1号、宣言様式1号(付表)、会社情報を （一社)全国木材組合連合会 に送付

登録したあと、宣言様式4号を自社のホームページに掲載または印刷して事務所に掲示する。

宣言事業の募集概要

活用宣言

■対象者

木造建築物の施工関係者
（施主、設計者、施工者、木材関連事業者）
※既に登録事業者の方は改めての申請はいりません（登録から3年経過した事業者の方は、事業申請時に新たな目標を策定し提出してください。）

■提出する資料

- JAS構造材活用拡大宣言登録申請書（宣言様式1号）
- 誓約書（宣言様式2号）
- 提出企業の概要がわかる資料（株主総会資料、会社概要など）

■募集期限

2021年3月31日～2022年3月18日

■提出先

一般社団法人　全国木材組合連合会

提出資料　■JAS構造材活用拡大宣言登録申請書①

活用宣言

（宣言様式１）
令和　年　月　日

ＪＡＳ構造材活用拡大宣言
登録申請書

一般社団法人全国木材組合連合会
会長　鈴木　和雄　殿

住所　：
会社名　：
代表者名：

宣言

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

当社は、確かな性能が表示されている「ＪＡＳ構造材の普及と利用を行うことを宣言するとともに、業務の実施にあたって、

目標　令和　　年　月までに（3年後の目標）

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

に向けて努力することとします。

上記の登録を申請します。

なお、このことについて一般社団法人全国木材組合連合会が設置するホームページ（https://www.jas-kouzouzai.jp）で、当社の連絡先等が公開されることを了解します。

・宣言文について

JAS構造材の利用量の拡大等を、
イメージできるキャッチコピーを作成してください。

例①（工務店の場合）
「JAS構造材　利用率アップ！！」

例②（設計事務所の場合）
「無垢ファースト設計！」

例③（製材工場の場合）
「JAS構造材増産宣言！」

例④（木材流通業者の場合）
「JAS構造材常時取り扱っています」

例⑤（発注者の場合）
「JAS構造材（CLT）を使った倉庫建設宣言」

・目標について
3年程度の期間の具体的な数値目標を明記する。

提出資料　■JAS構造材活用拡大宣言登録申請書②

活用宣言

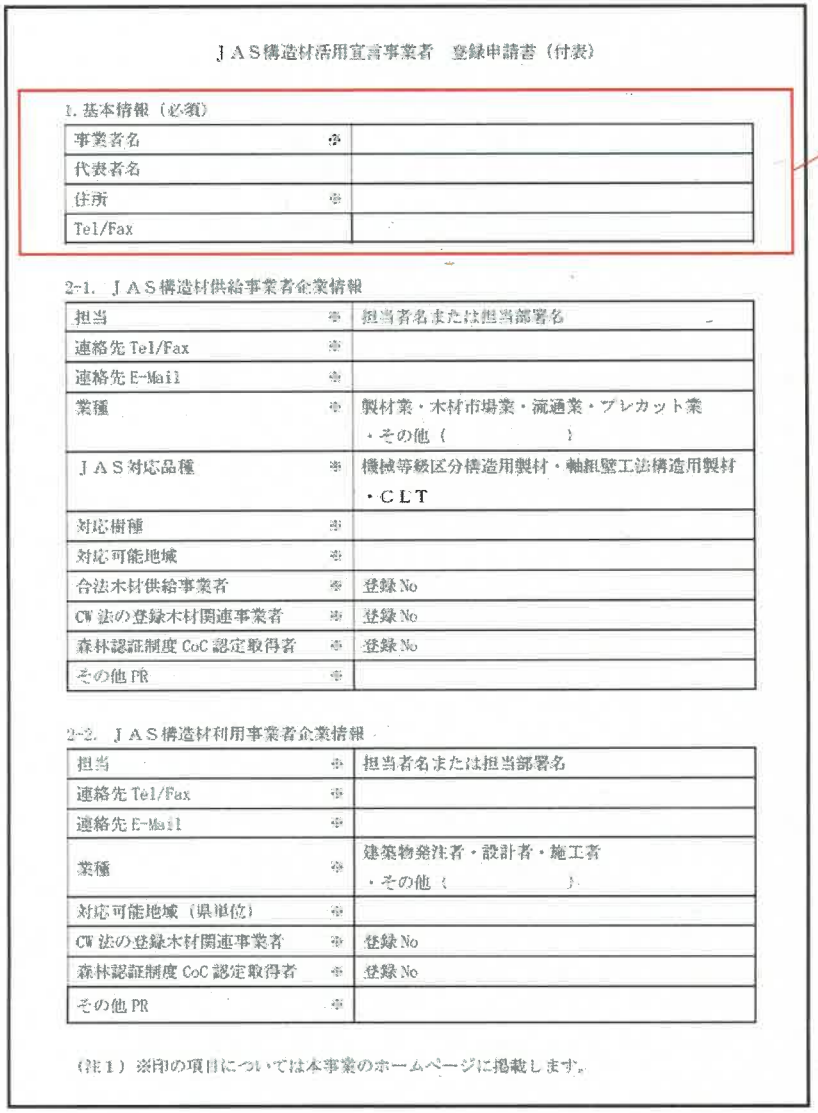

ＪＡＳ構造材活用宣言事業者　登録申請書（付表）

1. 基本情報（必須）

事業者名 ※	
代表者名	
住所 ※	
Tel/Fax	

2-1. ＪＡＳ構造材供給事業者企業情報

担当 ※	担当者名または担当部署名
連絡先 Tel/Fax ※	
連絡先 E-Mail ※	
業種 ※	製材業・木材市場業・流通業・プレカット業 ・その他（　　）
ＪＡＳ対応品種 ※	機械等級区分構造用製材・軸組壁工法構造用製材 ・ＣＬＴ
対応樹種 ※	
対応可能地域 ※	
合法木材供給事業者 ※	登録 No
CW 法の登録木材関連事業者 ※	登録 No
森林認証制度 CoC 認定取得者 ※	登録 No
その他 PR ※	

2-2. ＪＡＳ構造材利用事業者企業情報

担当 ※	担当者名または担当部署名
連絡先 Tel/Fax ※	
連絡先 E-Mail ※	
業種 ※	建築物発注者・設計者・施工者 ・その他（　　）
対応可能地域（県単位） ※	
CW 法の登録木材関連事業者 ※	登録 No
森林認証制度 CoC 認定取得者 ※	登録 No
その他 PR ※	

（注１）※印の項目については本事業のホームページに掲載します。

・基本情報は必ず明記してください。
「事業者名」、「代表者名」、「住所」、
「電話番号・FAX番号」

・事業者の主な業態 によって
「2-1. 供給事業者企業情報」か、
「2-2. 利用事業者企業情報」を選択して
明記してください。
（両方当てはまる場合は兼用も可）

	業態
供給事業者	木材市場業
	流通業
	製材業
	プレカット業
利用事業者	建築物発注者
	設計者
	施工者

審査結果通知後 ■自社ホームページなどでPR

活用宣言

（宣言様式４）

ＪＡＳ構造材活用拡大宣言

登録年月日：令和　　年　　月　　日

宣言事業者 No：

住所　　：

会社名　：

代表者名：

宣言

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

当社は、確かな性能が表示されているＪＡＳ構造材の普及と利用を行うことを宣言するとともに、業務の実施にあたって、

目標　令和　　年　月までに

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

に向けて努力することとします。

登録の通知
（様式3号＝宣言事業者Noが
入った審査結果通知書）が届いたら、
宣言事業者が自ら様式4号に移記して

自社のホームページに掲載

または

印刷して事務所に掲示する。

JAS構造材個別実証支援事業

林産物JASとは

林産物JASとはJAS規格に基づき登録認証機関から認証を取得した認証事業者が、生産する林産物に対して格付けされます。

JAS規格の区分	林産物JASの品目
製材	目視等級区分構造用製材(グリーン材)
	造作用製材
	下地用製材
	その他
	機械等級区分構造用製材※
	目視等級区分構造用製材(乾燥処理材)※★
枠組壁工法構造用製材(たて継ぎ材を含む)	枠組壁工法構造用製材※(たて継ぎ材を含む)
集成材	造作用集成材
	構造用集成材(小断面)
	構造用集成材(中断面以上)※
直交集成板(CLT)	直交集成板(CLT)※
単板積層材(LVL)	造作用LVL
	構造用単板積層材(LVL)※
構造用パネル(OSB)	構造用パネル(OSB)
合板	構造用合板
	普通合板
	その他
フローリング	フローリング
その他	素材など

※本事業で『JAS構造材』に区分する品目

★機械等級区分構造用製材を構造耐力上主要な部分に使用する場合のみ、機械等級区分構造用製材とあわせてJAS構造材として扱うことができます。

注)
グレーディングマシンで性能が計測されたラミナ材を使用した『集成材』を『機械等級製材』と間違われる事例が発生しています。
2つの品目の見分け方については、p16「機械等級区分構造用製材」と「構造用集成材」を参考にしてください。

JAS構造材とは

本事業では次の5つの林産物JASの普及、及び建築物の構造材として実際に使用していただくことを目的としています。

1 機械等級区分構造用製材（以下「機械等級製材」）

2 枠組壁工法構造用製材
及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材（以下「２×４製材」）

3 直交集成板（以下「CLT」）

4 構造用集成材
（中断面以上（短辺75mm以上、長辺150mm以上））

5 構造用単板積層材（以下「構造用LVL」）

事業概要：対象事業者

個別実証支援

**本事業に申請できるのは個別実証事業の対象物件の建築業者であり、
以下の条件を全て満たした施工者とする**

ア）JAS構造材活用拡大宣言事業で登録を受けた事業者

イ）建築確認申請または建築工事届で施工者と確認できる事業者
またはその事業者から本事業を申請する権利を委譲された事業者

ウ）建築工事業または大工工事業の建設業の許可を受けた事業者

エ）法人格を有する者

オ）申請数が3件以上の事業者はクリーンウッド法に基づく
登録木材関連事業者であること

カ）申請数が3件以上の事業者は、
工場全体の原木買取量（若しくは原材料の買取量）を前年（度）実績と同等
若しくは増加させることを目的に、山元の素材生産事業者等と安定供給などの協定を締結した
JAS構造材生産施設を有する宣言事業者との共同申請

事業概要：対象物件

個別実証支援

本事業は新築及び増改築を行う建築物のうち、建築確認申請または建築工事届を提出し、以下の条件を全て満たす物件とする

ア）建築確認申請又は建築工事届の建築主が国に該当せず、建築物又は建築物の部分の用途が本事業の規定に沿う建築物

イ）3階以下の戸建て専用住宅および事業用併用住宅を除く建築物

ウ）建築物において基礎より上部の部分の建築工事に、本事業以外の国からの助成を受けていない建築物

エ）助成対象の床面積（4階建て未満の建築物の非木造部分を除く）が10㎡を超える建築物

オ）指定する部位でJAS構造材を使用した建築物であること

※ 建築確認申請の用途区分が「長屋」又は「共同住宅」の場合、一者あたりの申請数の上限は5件まで

事業概要：助成対象の建築物、木材の考え方（1）

個別実証支援

手順①　建築物の建築階数、建築確認申請の用途区分を確認する

建築物又は建築物の部分の用途の区分	用途を示す記号	建築物の階数 4階以上	建築物の階数 4階未満	
一戸建ての住宅	08010	○	×	※1
長屋	08020	○	○	※2
共同住宅	08030	○	○	
寄宿舎	08040	○	○	
下宿	08050	○	○	
住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの	08060	○	×	※1
幼稚園	08070	○	○	
（中略）				
美術館その他これに類するもの	08152	○	○	
神社、寺院、教会その他これらに類するもの	08160	×	×	※3
老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの	08170	○	○	
（中略）				
公衆便所、休憩所又は路線バスの停留所の上家	08310	○	○	
建築基準法施行令第130条の4第5号に基づき国土交通大臣が指定する施設	08320	○	○	
税務署、警察署、保健所又は消防署その他これらに類するもの	08330	○	○	※4
工場（自動車修理工場を除く。）	08340	○	○	
（中略）				
[illegible]	08580	○	○	
ダンスホール	08590	○	○	
個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するもの	08600	×	×	※3
卸売市場	08610	○	○	
（中略）				
[illegible]				
その他	08990	○	○	

※1　4階未満の戸建て住宅、兼用住宅及び事業用併用住宅は本事業の対象としません。
※2　本事業の対象となりますが、1事業者あたり上限値があります。
※3　本事業の対象としません。
※4　国の施設は対象としません。

用途区分による対照表については、事業のホームページに掲載しております。

事業概要：助成対象の建築物、木材の考え方（2）

個別実証支援

手順②　建築物を助成対象とするための条件を確認する

指定する構造耐力上主要な部分（以下「構造部」）の全部または一部に
次のうち1つ以上の林産物JASの品目を使用する

- 機械等級製材
- ２×４製材
- CLT
- 構造用集成材（中断面以上）
- 構造用LVL

→**指定する構造部**

・『機械等級製材』→構造部の柱、梁桁、トラス、土台

・『２×４製材』『CLT』『構造用集成材（中断面以上）』『構造用LVL』
→構造部の壁、床、屋根、横架材

事業概要：助成対象の建築物、木材の考え方（3）

個別実証支援

手順③　林産物JASを『JAS構造材』、『その他林産物JAS』に区分する

手順②で指定した構造部で使用した林産物JASの品目は構造部に使用しない部材を含めすべて『JAS構造材』として扱います。

例）手順②で機械等級区分構造用製材を柱に使用
　　→その物件で使用された機械等級区分構造製材は
　　『JAS構造材』として区分される

乾燥処理された目視等級区分構造用製材（以下「目視等級製材（乾燥処理）」については、「機械等級製材」が『JAS構造材』と区分された場合のみ『JAS構造材』として扱います。目視等級製材（乾燥処理）を単独で『JAS構造材』とすることはできません。

事業概要：助成対象の建築物、木材の考え方（4）

個別実証支援

手順④　対象となった建築物を階毎に『助成対象階』か非かを区分する

『JAS構造材』を構造材として使用している階のみが『助成対象階』となります。

手順⑤　『JAS構造材』の助成対象の材積を確認する

『助成対象階』で使用された『JAS構造材』のすべての材積が助成対象となります。

「機械等級区分構造用製材」と「構造用集成材」

構造用に使用される林産物JASの木材製品では強度などの性能が計測され、その結果がJASマークとあわせて表示されているものがあります。『機械等級区分構造用製材』や『構造用集成材』には、それぞれ『E-90』『E90-F255』などと表示されています。

この二つの品目は「柱」や「梁桁」などの軸材として利用されるため、混同される傾向が見られます。

「無垢」の木材で「E-〇〇」の表示があるものが「機械等級区分構造用製材」に該当し、「ひき板」を積層した木材（表面に化粧張りした木材は小口面で確認することができます。）は、「構造用集成材」に該当しますので、十分注意してください。なお、構造用集成材のJASマークではヤング係数「E-〇〇」とあわせて強度性能「F-〇〇〇」が表示されるほか、「構造用集成材（〇断面）」という品名の表示が見分けのポイントとなります。

事業概要：助成対象の建築物、木材の考え方（5）

個別実証支援

手順⑥ 『その他林産物JAS』を区分する

『JAS構造材』と区分されていない林産物JASの品目を『その他林産物JAS』として区分します。

例）指定する構造耐力上主要な部分でない間仕切りでしかCLTを使用してない場合は、CLTは『JAS構造材』として区分されないため、『その他林産物JAS』として扱われます。

手順⑦ 『その他林産物JAS』の助成対象材積を確認する

助成対象階で使用された『その他林産物JAS』を助成対象としますが、対象となる材積については、使用された『JAS構造材』の材積を上限とします。

・使用された『機械等級製材及び目視等級製材（乾燥処理）』、『２×４製材』、『CLT』、『構造用集成材（中断面以上）』及び『構造用LVL』の材積の合計と同量の材積が上限になります。

事業概要：助成対象材積、助成金額の計算方法（1）

個別実証支援

手順⑧ 『JAS構造材』の助成見積額計算方法を確認する

・JAS構造材として区分された『機械等級製材』および『目視等級製材（乾燥処理）』、『２×４製材』、『構造用集成材（中断面以上）』、『構造用LVL』は、使用する（した）材積１㎥当たり50,000円の単価となります。

・JAS構造材として区分された『CLT』は、使用する（した）材積1㎥当たり140,000円の単価となります。

手順⑨ 『その他林産物JAS』の助成見積額の計算方法を確認する

・『その他林産物JAS』は、上限材積以内で助成対象となる木材代に加工費、運搬費を加えた調達費の1／2の額とします。

事業概要：助成対象材積、助成金額の計算方法（2）

個別実証支援

手順⑩　調達費を算出する際の値引き、加工費、運搬費ついて

調達費を算出する際に、値引き、加工費、運搬費は、以下の考えに基づいて按分します。
（事業のホームページで公開している「助成金算定表」を使用して算出してください。）

- 値引き額は、値引き対象となるすべての項目に金額割合で按分します。
- 加工費、運搬費は、対象となる木材の材積に対して按分します。

加工費、運搬費に計上できる費用は、以下の項目に当てはまる経費となります。

- 加工費…木材の切削に係る費用、養生塗装に係る費用になります。
- 運搬費…助成対象の木材を調達するために必要な運搬費になります。

事業概要：助成対象材積、助成金額の計算方法（3）

個別実証支援

手順⑪　助成額を確認する

助成額は次の3つの算出式から一番低い額になります。（上限額あり　p22参照）

ア　事業申請時の見積もりを基に「手順⑧」で計算される『JAS構造材』への助成予定額と
　事業申請時の見積もりを基に「手順⑨」で計算される『その他林産物JAS』への助成予定額を
　足した金額

イ　交付申請時の実績を基に「手順⑧」で計算される『JAS構造材』への助成予定額と
　交付申請時の実績を基に「手順⑨」で計算される『その他林産物JAS』への助成予定額を
　足した金額

ウ　「手順⑩」で算出される助成対象となる『JAS構造材』の実際の調達費と
　交付申請時の実績を基に「手順⑨」で計算される『その他林産物JAS』の調達費に対する助成
　予定額（調達費の1／2）を足した金額

助成額算出方法（まとめ）

ア、イ、ウ　を比較して、最も低い金額が助成額となります。

	ア．事業申請時	イ．交付申請時	ウ．実際の調達費
JAS構造材	事業申請時に計画している材積（立米） ×5万円　or 14万円(CLT) （⑧）	交付申請時に実際に使用した材積（立米） ×5万円 or 14万円(CLT) （⑧）	実際の調達費 （木材代及びそれに係る加工費、運搬費） （⑩）
その他林産物JAS	計画調達費×1/2 （⑨）	実際調達費×1/2 （⑨）	実際調達費×1/2 （⑨）

助成上限額について
（申請1件当たりの助成額の上限）

1,000平米以上、または最上階から4階以上＝3,000万円/件

申請の流れ

事業のフロー図

個別実証支援

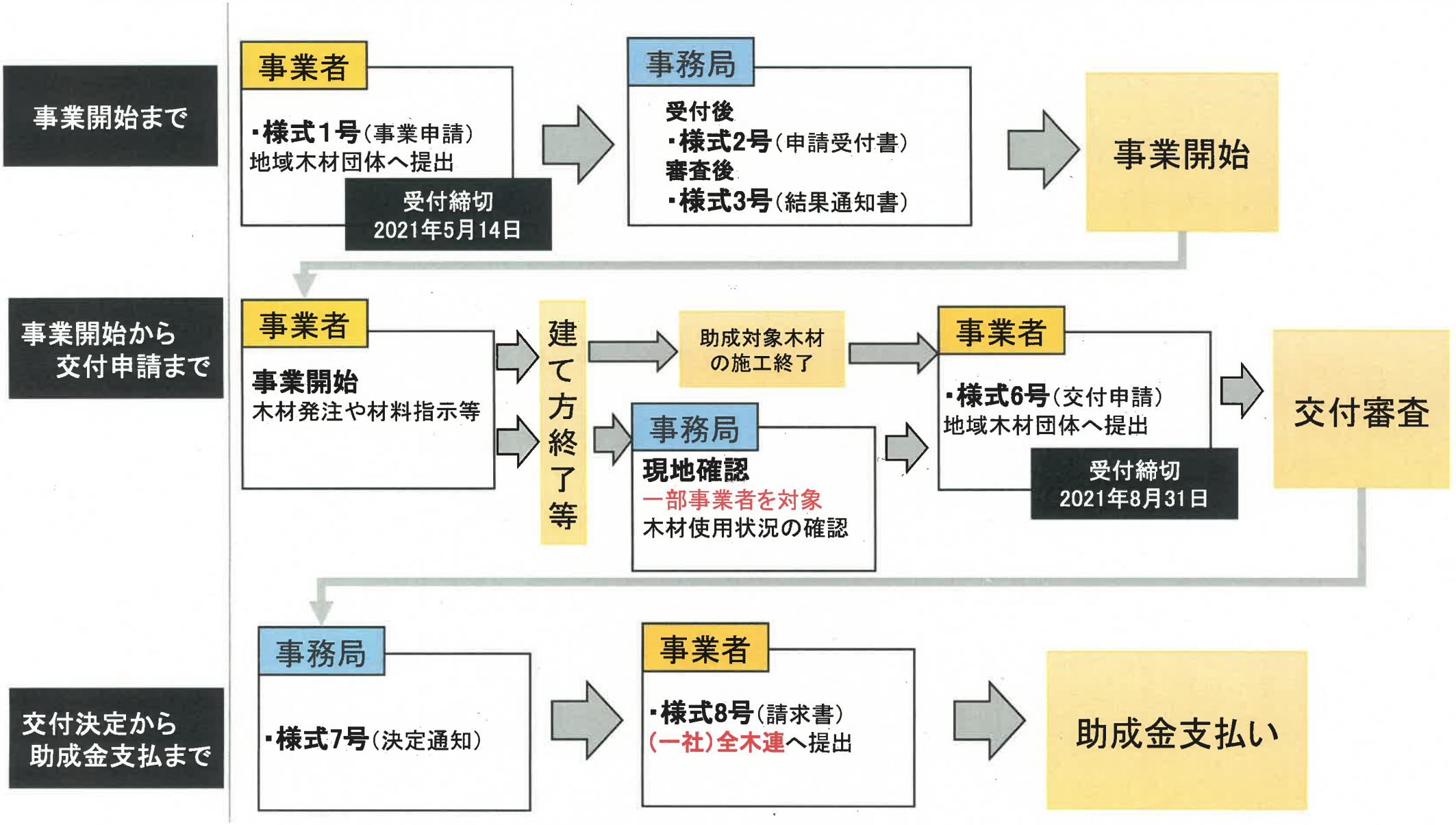

Ⅰ:事業申請

個別実証支援

■提出先

申請する物件の住所にある地域木材団体

■提出物

①様式1号
JAS構造材個別実証支援事業申請書

②助成金算定表(エクセルデータ)及び見積書
(林産物JASの予定使用量、予定調達額がわかる資料)

③建築確認申請書のコピー(受付印があること)

④申請物件の助成対象となるJAS構造材
が判別可能な平面図・軸組図・梁伏せ図等

⑤建築工事業又は大工工事業の建設業許可証の写し

⑥助成金振込先の銀行口座情報

⑦申請数が3件以上の事業者は、
クリーンウッド法に基づく登録木材関連事業者
であることを示す登録証のコピー

⑧申請数が3件以上の事業者は、
安定供給協定の締結等に関する資料および共同申請

様式1号　　令和　　年　　月　　日

ＪＡＳ構造材個別実証支援事業申請書

一般社団法人全国木材組合連合会
会長　鈴木　和雄　殿

宣言事業者No.
会社名
住　所
代表者役職名・氏名

当社は、JAS構造材個別実証支援事業助成金交付規程に基づき、下記物件について必要資料を添えて個別実証支援事業に申請します。

記

1．物件の概要

1．物件の名称	
2．物件の所在地	
3．事業担当者の所属・氏名	
4．事業担当者の連絡先	〒 住所： Tel:　　Fax:　　E-mail：
5．共同申請者の有無　（図印）	※「あり」の場合、「様式６号（共同申請）」に必要事項を記載し提出 □ あり

*E-mailのアドレスの記入は必須とします。

2．付属資料

別添のとおり

受付締切
2021年5月14日

②見積書

目視等級については乾燥処理、集成材にあっては断面の種類または断面寸法が必要となります。

令和2年4月1日

JAS構造材建設株式会社　御中

下記のとおり御見積もり申し上げます。

株式会社　全木プレカット
埼玉県●●市●●－●
tel　048－●●●－●●●

物　件　名：全木連事務所　新築工事
納　　期：別途お打ち合わせ
見積有効期限：令和2年4月末

金　額　　¥　3,800,000　（税抜）

番号	名称	規格、仕様			数量（枚）	単価（円/枚）	金額（円）	材積（m^3）	備考
		樹種	種類、等級	寸法(mm)					
1	柱	ヒノキ	JAS機械等級製材／E90	105 × 105 × 2790	38	※※※	※※※	※※※	JAS構造材
2	柱	ヒノキ	JAS機械等級製材／E90	105 × 105 × 2950	9	※※※	※※※	※※※	JAS構造材
3	柱	ヒノキ	JAS機械等級製材／E90	105 × 105 × 2950	19	※※※	※※※	※※※	JAS構造材
4	柱	ヒノキ	JAS機械等級製材／E90	105 × 105 × 2400	2	※※※	※※※	※※※	JAS構造材
5	柱	ヒノキ	JAS目視等級製材／1級SD20	105 × 105 × 2700	18	※※※	※※※	※※※	JAS構造材
6	土台	ヒノキ	JAS目視等級製材／1級SD20	105 × 105 × 3050	50	※※※	※※※	※※※	JAS構造材
7	梁	スギ	JAS構造用集成材／E70-F225	105 × 210 × 2500	42	※※※	※※※	※※※	JAS構造材
8	梁	スギ	JAS構造用集成材／E70-F225	105 × 210 × 4000	65	※※※	※※※	※※※	JAS構造材
9	梁	スギ	JAS構造用集成材／E70-F225	105 × 120 × 2500	67	※※※	※※※	※※※	その他林産物JAS材
10	梁	スギ	JAS構造用集成材／E70-F225	105 × 120 × 4000	67	※※※	※※※	※※※	その他林産物JAS材
11	大引き	ヒノキ	製材／無等級	105 × 105 × 3050		※※※	※※※	※※※	助成対象外
		ヒノキ	[illegible]	105 × [illegible]		※※※	※※※	※※※	
88	鉛直構面	ラーチ	JAS構造用合板／特類1級C-D	1820 × 910 × 12	140	※※※	※※※	※※※	その他林産物JAS材
89	鉛直構面	ラーチ	JAS構造用合板／特類1級C-D	1820 × 910 × 12	4	※※※	※※※	※※※	その他林産物JAS材
90	プレカット基本料				1式	※※※	※※※	※※※	
91	構造材プレカット費				12	※※※	※※※	※※※	
92	羽柄材プレカット費				15	※※※	※※※	※※※	
93	送料				1式	※※※	※※※	※※※	
94	値引き					※※※	※※※	※※※	
合　計							※※※	※※※	

・JASであること、JASの等級を明示してください。

④申請物件の助成対象となるJAS構造材が判別可能な平面図・軸組図・梁伏せ図等

■＜軸組構法　平面図の例＞（※枠組壁工法もこれに準ずる）

○ JAS構造材：機械等級製材 ヒノキE90

○ JAS構造材：目視等級製材　ヒノキ1級 SD20

○ その他林産物JAS材：目視等級製材　ヒノキ1級 乾燥処理無し

○ その他林産物JAS材：スギ集成材E105-F255 小断面

—— その他林産物JAS:合板

▨ その他林産物JAS:フローリング

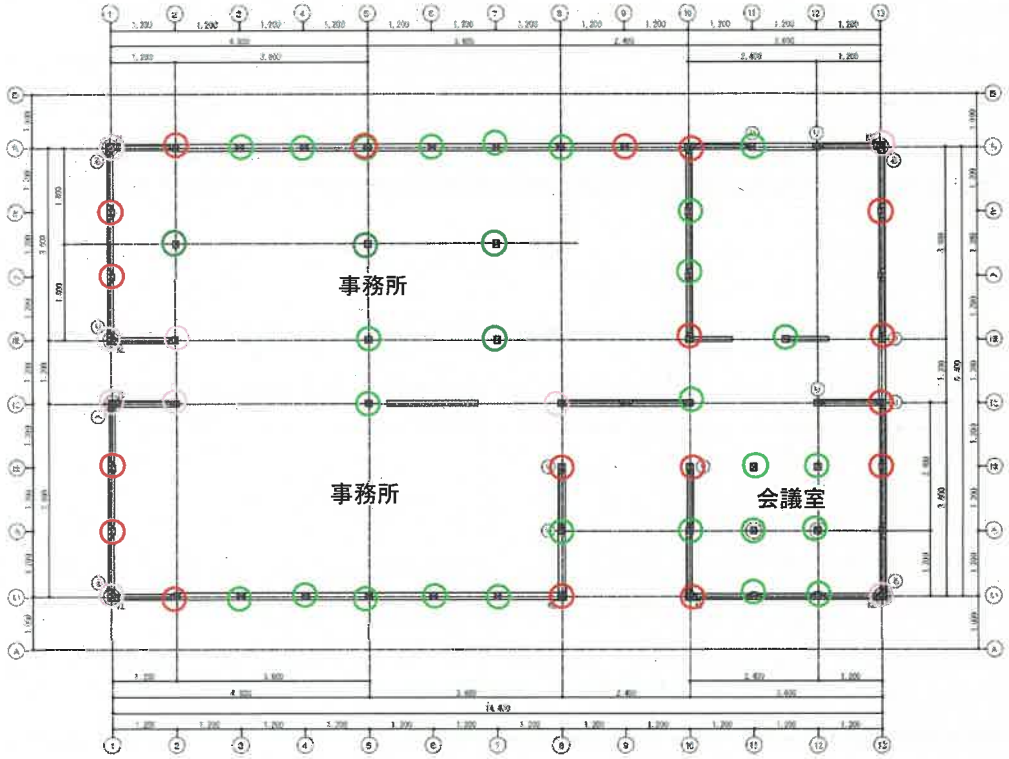

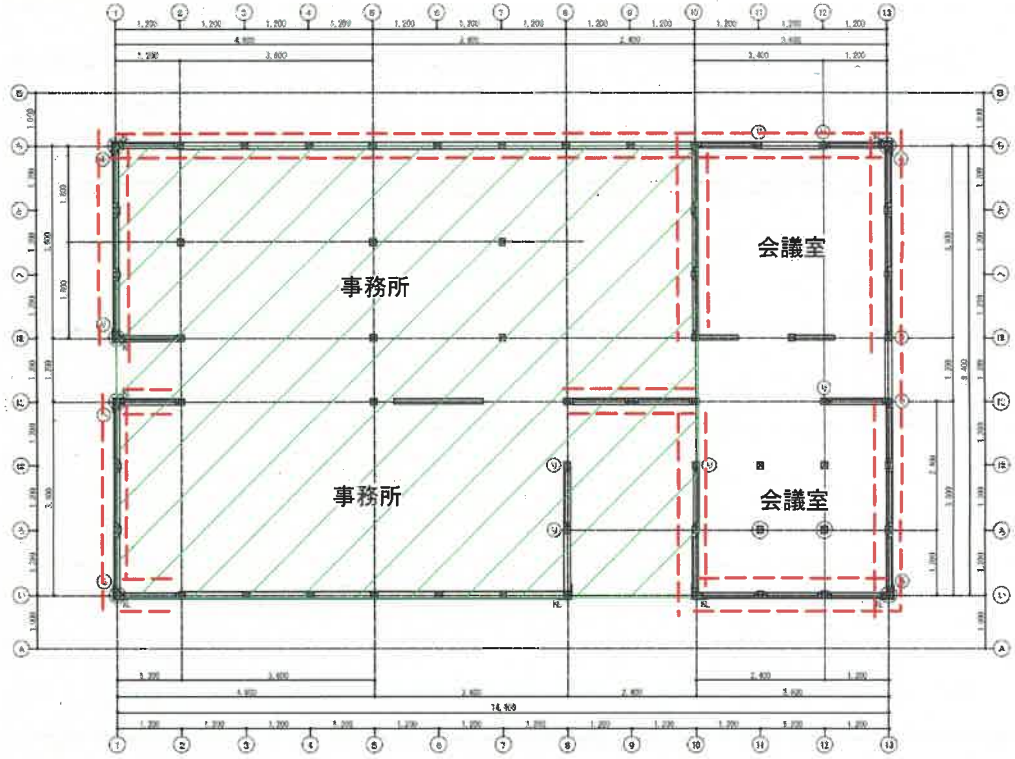

図　軸組工法等の平面図の例

Ⅰ:事業申請:提出図面(伏せ図の場合)

個別実証支援

JAS構造材：機械等級製材　ヒノキE90

JAS構造材：目視等級製材　ヒノキ1級　SD20

その他林産物JAS材：目視等級製材　ヒノキ1級　乾燥処理無し

JAS構造材:スギ集成材E105-F255　中断面以上

その他林産物JAS材：スギ集成材E105-F255　小断面

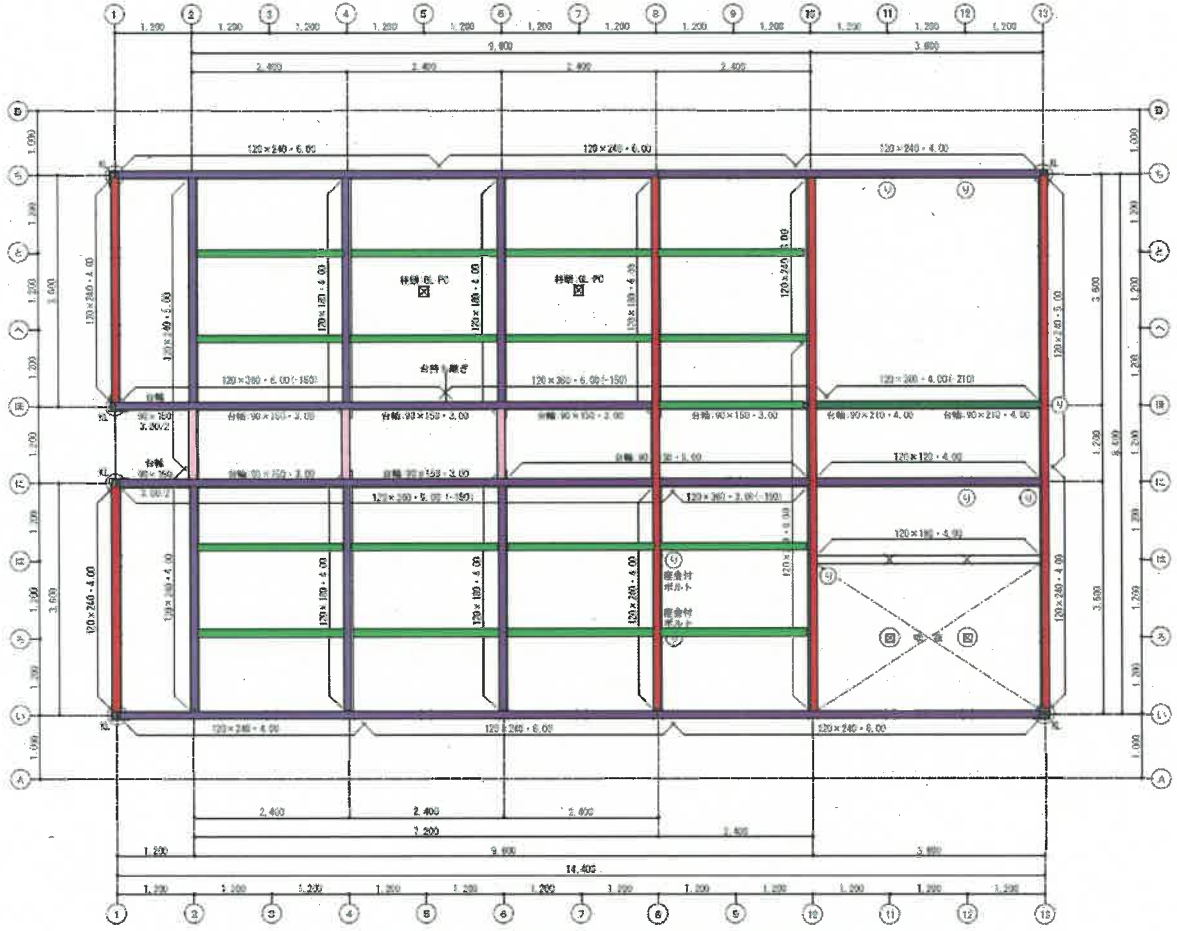

図　軸組工法等の梁伏図の例

Ⅱ：事務局からの通知

■様式2号
JAS構造材個別実証支援事業受付書

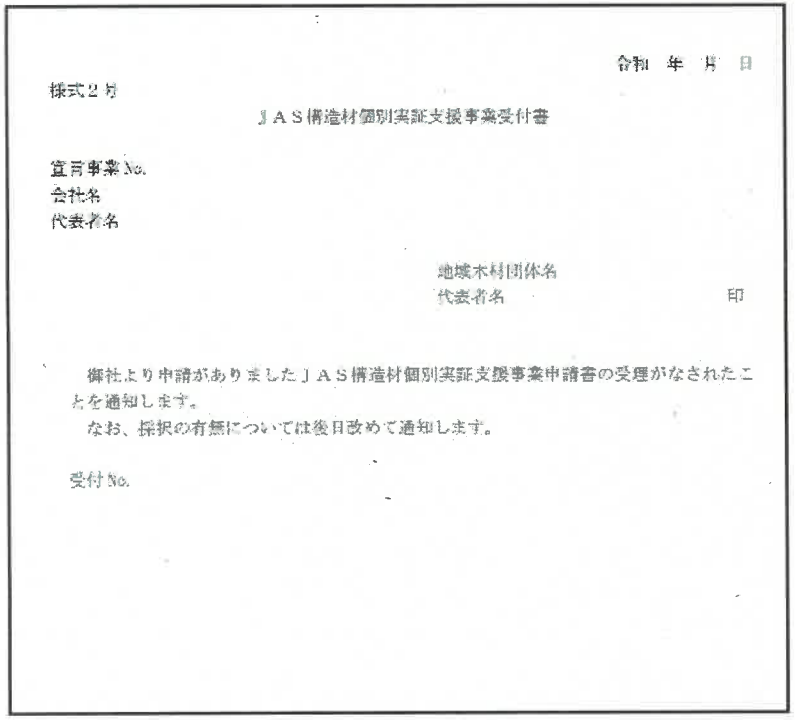

様式２号

令和　年　月　日

ＪＡＳ構造材個別実証支援事業受付書

宣言事業No.
会社名
代表者名

地域木材団体名
代表者名　　印

御社より申請がありましたＪＡＳ構造材個別実証支援事業申請書の受理がなされたことを通知します。
なお、採択の有無については後日改めて通知します。

受付No.

事業申請を受け付けたことを
地域木材団体から通知いたします。
採択の結果については、様式3号で
連絡します。

■様式3号
JAS構造材個別実証支援事業採択通知書

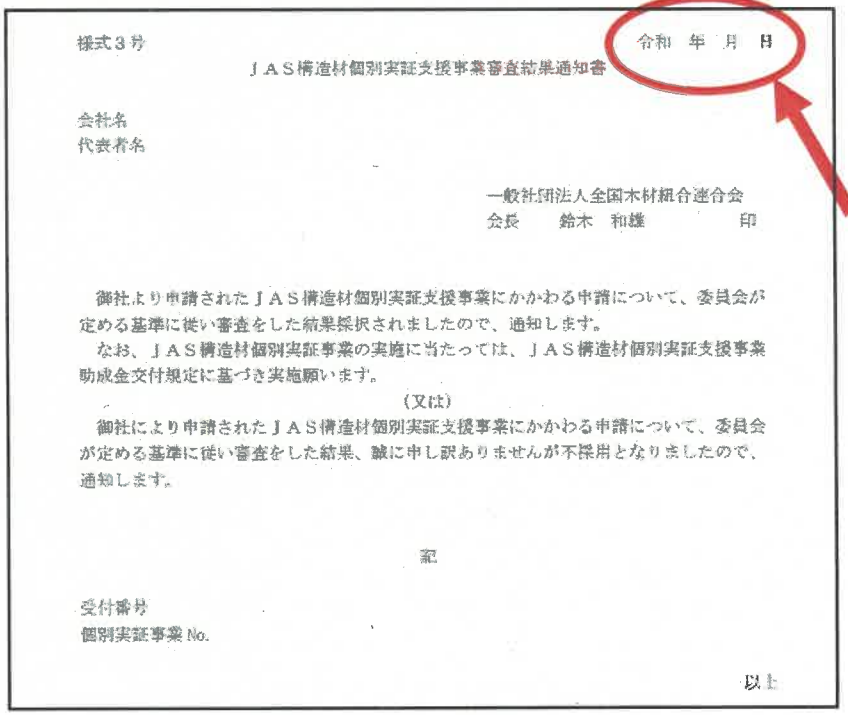

様式３号

令和　年　月　日

ＪＡＳ構造材個別実証支援事業審査結果通知書

会社名
代表者名

一般社団法人全国木材組合連合会
会長　　鈴木　和雄　　印

御社より申請されたＪＡＳ構造材個別実証支援事業にかかわる申請について、委員会が定める基準に従い審査をした結果採択されましたので、通知します。
なお、ＪＡＳ構造材個別実証事業の実施に当たっては、ＪＡＳ構造材個別実証支援事業助成金交付規定に基づき実施願います。

（又は）

御社により申請されたＪＡＳ構造材個別実証支援事業にかかわる申請について、委員会が定める基準に従い審査をした結果、誠に申し訳ありませんが不採用となりましたので、通知します。

記

受付番号
個別実証事業No.

以上

事業開始日

採択結果の通知になります。
この通知に**記載された日より事業開始**となります。
この日以降に発注された木材が助成の対象となります。（除く在庫商品）

■写真撮影（※）

①荷受け検収写真

材料を現場に荷受けした際の写真

検収ごと（トラックでの搬入の場合はトラックごと）に撮影

②施工写真

助成対象木材の写真を撮影

- 部材種ごと（柱、梁、壁、床　等）に撮影
  JASマークのあるものは、JASマークがわかるようにアップのものも撮る
- 施工状態がわかるように、内観の全体図がわかるような写真を、黒板無しで撮影

ア）　工事名
イ）撮影日時
ウ）位置
エ）部材名称

写真　施工写真の例

■写真撮影（※）

※ⅰ～ⅲのかかれた黒板とともに撮影
（ⅰ）工事名、（ⅱ）撮影日時、（ⅲ）部材種

③建て方完了後に建物の全景写真（2方向から）
黒板があるものと、ないものをそれぞれ撮影

■交付申請書の書類作成

建て方終了後ではなく、揃えられる書類は事前に作成する。

写真　建物の全景写真の例

Ⅲ：施工中、施工終了後　　現地確認

個別実証支援

事務局および地方木材団体は、

一部の個別実証支援事業において、
現地で建て方完了後の林産物JASの利用状況を
確認させていただきます。

現地確認の対象事業者には、
　事務局及び地方木材団体から連絡させていただきます。

現地確認の対象となった際は、
　確認可能な日の連絡、現場の調整等など、ご協力をお願いします。

Ⅳ：交付申請

個別実証支援

■提出先

申請する物件の住所にある地域木材団体

■提出物

①様式6号、様式6号－2

JAS構造材個別実証支援事業助成金交付申請書

別紙1　1～3　助成対象の木材

別紙2　助成金の額

②建 築 確 認 済 証 のコピー

③記録写真

a.　材料荷受け時の検収写真（検収毎）
b.　助成対象木材の部材種ごとの写真（部材種ごとに1枚以上）
c.　建て方終了時に建物の全景写真（2方向から）
について（ⅰ）工事名、（ⅱ）撮影日時、（ⅲ）部材種を記載した黒板と共に撮影したもの）

④申請物件の助成対象となるJAS構造材が判別可能な
平面図・軸組図・梁伏せ図等（変更があった場合は明記すること）

様式６号　　令和　　年　　月　　日

ＪＡＳ構造材個別実証支援事業助成金交付申請書

一般社団法人全国木材組合連合会
会長　鈴木　和雄　殿

宣言事業者No.
会社名
住　所
代表者役職名・氏名

当社は、下記物件について必要資料を添えて助成金の交付を申請します。

１．物件の概要

事業番号	
１．物件の名称	
２．物件の所在地	
３．事業担当者の所属・氏名	
４．事業担当者の連絡先	〒 住所： Tel:　Fax:　E-mail：
５．共同申請者の有無　（☑印）	※「あり」の場合、「様式６号（共同申請）」に必要事項を記載し提出 □ あり

２．付属資料

別紙１のとおり

３．助成金の額

別紙２のとおり

受付締切
2021年8月31日

Ⅳ:交付申請

⑤助成金算定表(エクセルデータ)
林産物JASの使用量及び調達額がわかる資料

⑥交付決定以降に材料発注がされたことがわかる資料
(発注書、材料指示書　等。発注請書では代用できません。)

⑦助成対象林産物JASの実調達費がわかる資料
(木拾い表や請求書、領収書　等)

⑧林産物JASであることがわかる資料

⑨合法伐採木材であることがわかる資料

⑩その他事務局が助成金の査定に必要な資料

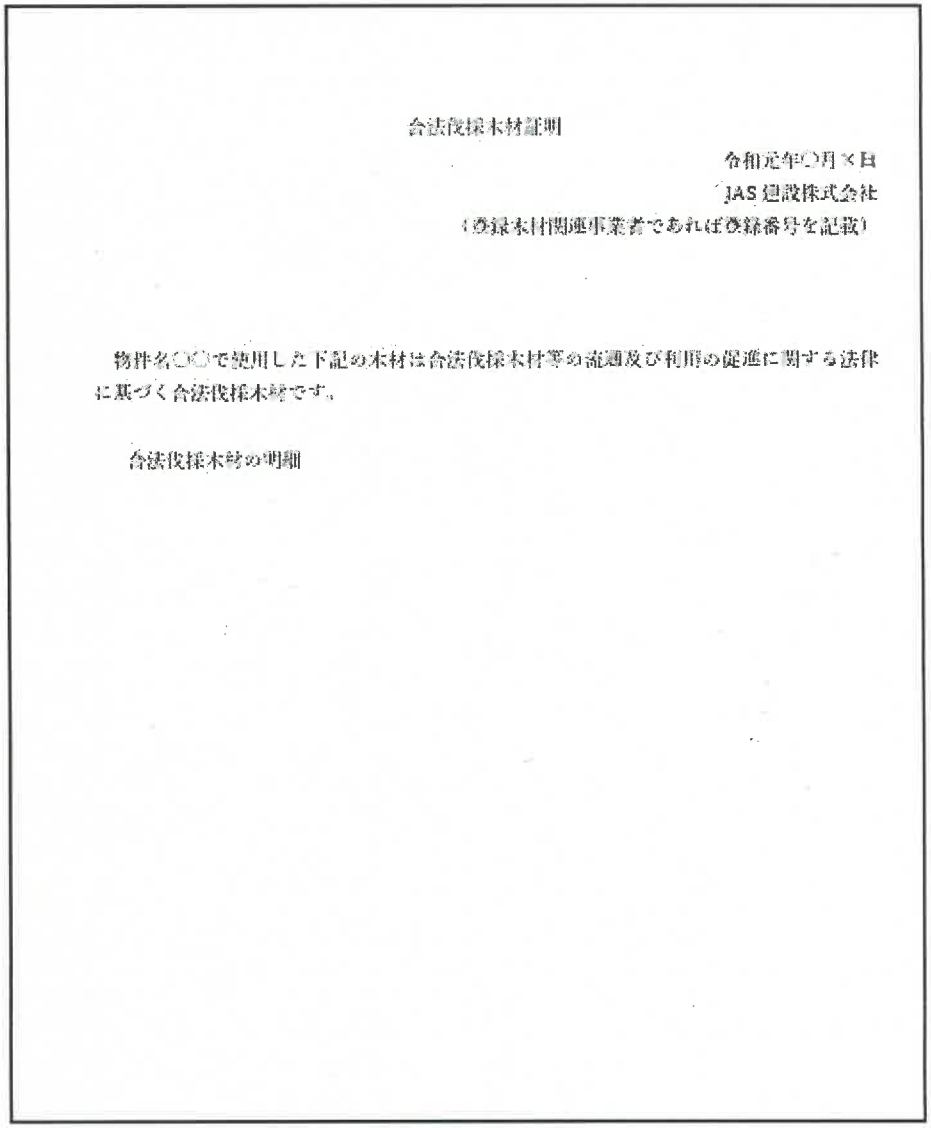

合法伐採木材証明

令和元年○月×日
JAS建設株式会社
(登録木材関連事業者であれば登録番号を記載)

物件名○○で使用した下記の木材は合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律に基づく合法伐採木材です。

合法伐採木材の明細

V：交付決定・交付請求

個別実証支援

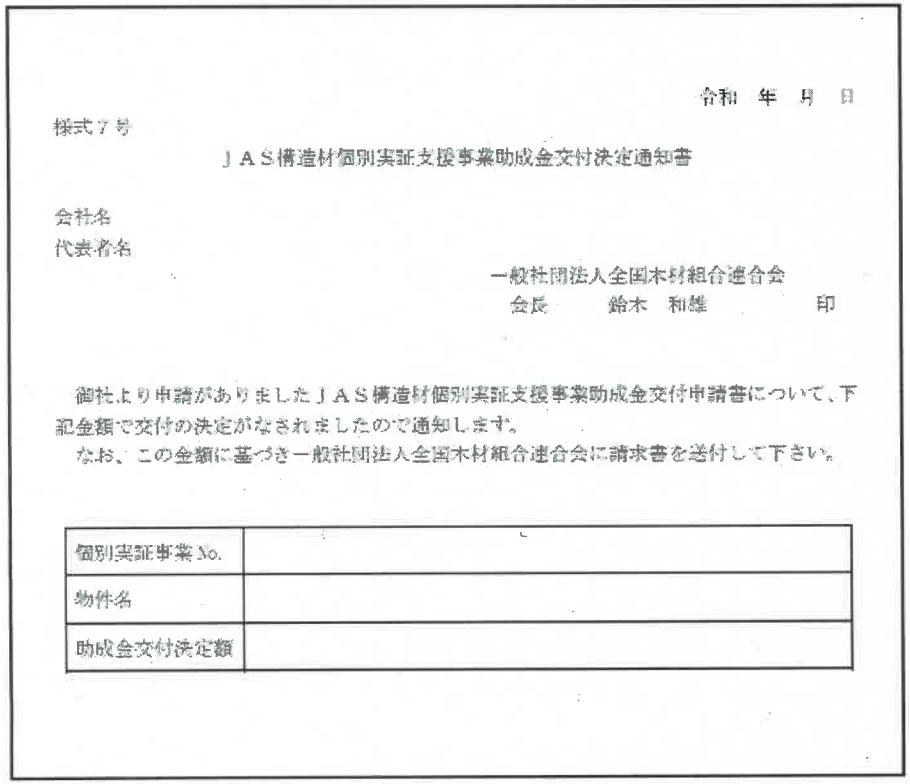

様式７号

令和　年　月　日

ＪＡＳ構造材個別実証支援事業助成金交付決定通知書

会社名
代表者名

一般社団法人全国木材組合連合会
会長　　鈴木　和雄　　印

御社より申請がありましたＪＡＳ構造材個別実証支援事業助成金交付申請書について、下記金額で交付の決定がなされましたので通知します。
なお、この金額に基づき一般社団法人全国木材組合連合会に請求書を送付して下さい。

個別実証事業No.	
物件名	
助成金交付決定額	

事務局での交付申請確認後、交付決定通知書で助成額をお知らせします。

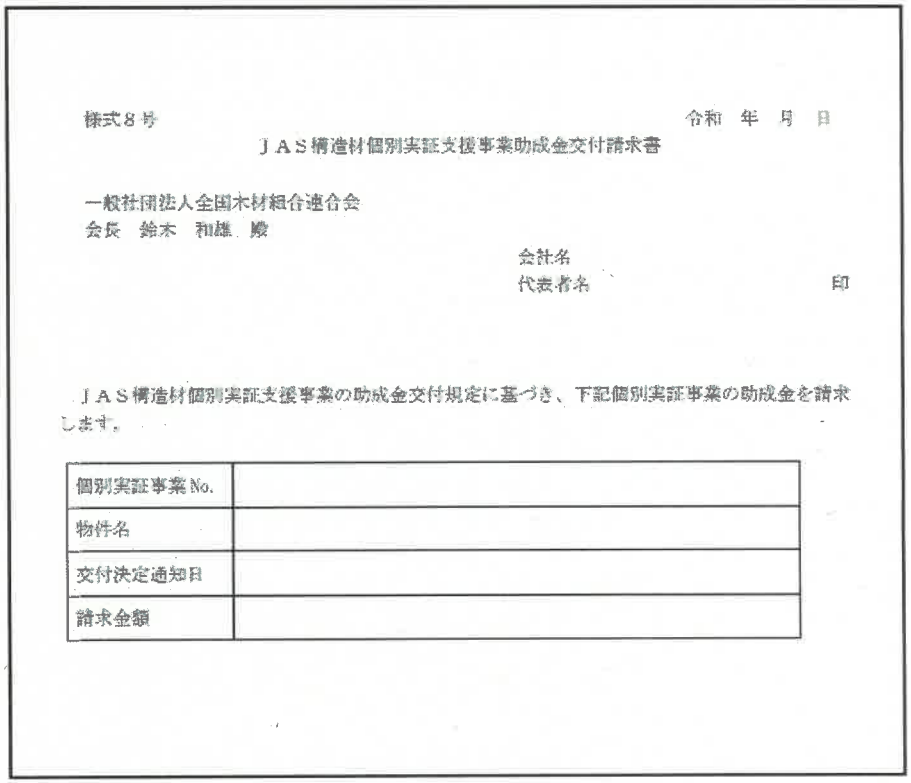

様式８号

令和　年　月　日

ＪＡＳ構造材個別実証支援事業助成金交付請求書

一般社団法人全国木材組合連合会
会長　鈴木　和雄　殿

会社名
代表者名　　印

ＪＡＳ構造材個別実証支援事業の助成金交付規定に基づき、下記個別実証事業の助成金を請求します。

個別実証事業No.	
物件名	
交付決定通知日	
請求金額	

交付決定通知書に記載された金額を記入して、**全国木材組合連合会**に送付してください。

必ず公募要領をお読みください。

詳細はウェブサイトにて

https://www.jas-kouzouzai.jp/

JAS構造材　検索

最新情報をメールニュースにて受信できます。
（QRコードから空メールを送信にて登録）

JAS構造材利用拡大事業　事務局
TEL：03-6550-8540
FAX：03-6550-8541
平日10：00～17：30

TOSHIMOKUZAI

木材で街づくり @toshimokuzai